自治体向けFAQ【抜粋】 【第2版】

平成26年8月

- ※ 本FAQは、平成26年7月にお示ししたものに、内容の追加及び一部修正を加えたものです。(セルの網掛け及び備考欄に記載)
- ※ また、これまでお示しした各種FAQ等の一覧性を確保する観点から、平成26年6月にお示しした「財政支援等関係(私学助成・ 就園奨励費、施設型給付)FAQ(よくある質問)」を始め、既存のFAQ等の一部を取り込んでいます。

【利用定員·認可定員】

NO	事項	問	答	備考
1	事業計画 (定員弾力化)	事業計画に定める確保方策として、定員弾力化を含めることは可 能ですか。	事業計画の確保方策は、認可定員の範囲内で設定する利用定員ベースで記載していただく必要があり、定員弾力化を前提とした確保方策を定めることはできません。ただし、実際の運用において、年度途中の定員弾力化により、子どもを受け入れることを妨げるものではありません。	自治体FA Q 事業計画 No1再掲
2	利用定員を上回る受 け入れ	認可基準を下回らない範囲内であれば、年度当初から、利用定員 を上回る受け入れを行うことは認められますか。	可能です。ただし、利用定員を上回ることがあらかじめ見込まれる場合や、利用定員を上回る状況が恒常化している場合には、適切に利用定員を見直していただくことが必要です。	追加
3	定員超過の場合の 施設型給付の取扱 い	定員を超えて受入れをしているが、施設型給付費は支払われるのか。	市町村による確認の際に設定された利用定員の範囲内での受入れが原則となりますが、年度途中での利用希望者の増加等により利用定員を超えて受入れをする場合であっても、実際の入所児童数に応じて給付が行われます。ただし、恒常的に利用定員を超えて受入れをしている場合(連続する過去2年度間常に定員を超過しており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の場合)には利用定員を見直すことが必要です。また、見直しが行われない場合には公定価格上定率で減額調整することになります。(なお、この減額調整を適用する定員超過状態の起算点については、現在検討中。)※利用定員は認可定員の範囲内で市町村による確認の手続の中で設定することになるため、実際の利用人数が恒常的に認可定員をも超えている場合には、利用定員の適正化とともに認可定員の適正化(都道府県等の認可権者の認可・届出等)も必要になります。また、この場合の利用定員の取扱いや公定価格の減額調整などについては、現在検討中です。	•一部修正 •公定価格 FAQ16再 掲
4	私立幼稚園の定員 超過の場合の取扱 い	には、認可定員を大幅に超えた受け入れを行っている施設があり	認可定員を超過して受け入れを行っている施設については、都道府県と市町村で連携して、認可定員の増や受け入れ人数を減少させる等の対応により、認可定員の適正化に取り組んでいただくことが基本ですが、こうした改善措置をただちに講じることが困難な場合も想定されることから、どのような運用とするかについて現在検討中です。方針が整理でき次第、追ってお示しします。	追加

5	法	利用定員の設定に当たって、施設・事業者の意向は考慮されるのでしょうか。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、設定に当たっての基準はありますか。	利用定員の設定(1号~3号の認定区分、3号の年齢区分ごとの定員設定を含む。)は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行うことになります。 その際、市町村においては、施設・事業者との意思疎通を図り、その意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人員の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定していただくことが必要です。 利用定員は、認可定員に一致させることを基本としつつ、恒常的に利用人員が少ない場合には、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定することが必要ですが、具体的な人数設定に関する全国一律の基準を設けるものではありません。子ども・子育て支援法施行規則では、みなし確認を受ける施設・事業については、過去3年間の利用実績の提出を求めることとしており、当該実績を参考にしていただくことが考えられるほか、定員増の認可申請・届出や認定こども園の認可・認定の申請などの予定があれば、そうした事情も反映していただくことが適切です。なお、利用定員の設定に当たっては、地方版子ども・子育て会議等の意見を聴くとともに、都道府県への協議が必要になります(みなし確認を受ける施設・事業については、省令上の義務としては都道府県への協議のみで可)。また、認可定員とは異なる利用定員を設定する場合、認可定員を利用定員に合わせて減少させる手続を求めるものではありません。	
	員の設定	定員どおりに利用定員を設定した結果、利用定員総数(供給量)が	新制度に基づく事業計画においては、需要を満たす確保方策を定めていただく必要があり、需要に対し、供給量が不足している場合は、当該不足に対応した確保方策を具体的に定めていただく必要がありますが、供給が過剰な場合に需要に応じて供給量(利用定員)を減らすことを求めるものではありません。	追加
	の手続き	確認対象施設・事業の利用定員を定める場合には、地方版子ども・子育て会議の意見を聴くともに、都道府県知事に協議しなければならないとされていますが、個々の事業者から確認申請があった場合、その都度、地方版子ども・子育て会議の意見を聴き、都道府県知事に協議しなければならないのでしょうか。また、みなし確認対象施設・事業については、こうした手続きは省略できないのでしょうか。	各自治体の判断により、柔軟に取り扱っていただいて差し支えありません。また、みなし 確認対象施設・事業については、現状のまま新制度の対象とすることとして確認に係る	·一部修正 ·自治体F AQ 【認可·確 認】No3再 掲
8	利用定員の変更	定員超過の状況を踏まえ、認可定員及び利用定員を引き上げた後、需要の減少により利用人員が減少した場合、再び利用定員を引き下げることはできますか。	客観的に実利用人員が減少しているなど、利用定員を引き下げることについての合理的な理由がある場合には、3月前に市町村長に届け出ることによって引き下げることも可能です。 その際、実利用人員を考慮して定員設定を行う必要があり、また現に当該施設・事業において教育・保育の提供を受けていた児童に対して、定員減少後も引き続き教育・保育の提供がなされるよう、他の施設・事業者等との連絡調整等を図ることが義務づけられている点に留意が必要です。	追加
			確認対象施設・事業の利用定員を変更する場合、子ども・子育て支援法の規定により、利用定員を増加させる場合は都道府県知事への協議が必要となり、減少させる場合には3月前までに市町村長に届け出ることが必要ですが、地方版子ども・子育て会議への意見を聴くことは義務付けられていません。	追加

10		それとも1号、2号、3号それぞれの利用定員で減算になるのでしょうか。 また、減算するのは120%を超えた分だけでしょうか、全体にかかるのでしょうか。	認定こども園の公定価格上適用される定員区分の考え方と同様に、1号の利用定員と、2・3号の利用定員を分けて考えることになります。(2・3号は合計の定員) ※例の場合は、2号と3号の超過率が143%(2・3号の合計の定員70人に対して100人が利用)となっており、これが2年間連続で120%超の場合には2・3号の公定価格全体を減算(120%以下の児童も含め)することになります。(1号の公定価格は減算しません。)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
11	る1号利用定員と2 号利用定員の取扱	定から1号認定に変更になった場合、1号認定から2号認定に変更	保護者の就労状況が変化し、支給認定区分が変更となった場合でも、子どもが通う施設の変更はできる限り避けることが望ましいと考えています。 特に、認定こども園の場合、保護者の就労状況が変化しても、継続して同一の施設で教育・保育を受けることがメリットのひとつであることから、利用定員に空きがある場合はもちろんのこと、利用定員に空きがない場合であっても、一定の範囲内であれば、一時的な定員超過を認める柔軟な取扱いとすることにより、認定こども園の継続利用を可能とする方針です。	追加
12	最低利用定員		施設型給付・委託費の対象施設のうち、保育所、認定こども園については、地域型保育事業との区分を踏まえ、最低利用定員を20人以上としています。 地域型保育事業については、家庭的保育は1人以上、小規模保育は6人以上としています。	追加
13		準時間・短時間ごとに設定する必要がありますか。	1号定員および2号定員については3~5歳、3号定員については0歳と1~2歳の区分により設定することを基本としていますが、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。また、保育標準時間・短時間ごとの区分は設けずに設定することを基本としていますが、年齢区分と同様に、地域の実情等に応じ、市町村の判断または事業者の申請によりさらに細かい区分で設定することも可能です。	